

# 公認心理師の資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験

A

大学院において  
省令で定める  
科目を履修

4年制大学において省令で定める科目を履修

第7条第1号

B

省令で定める  
期間  
の実務経験

4年制大学において省令で定める科目を履修

第7条第2号

C

第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認定された者

第7条第3号

D

施行前に大学院において省令で定める科目を履修（又は履修中）

経過措置

（附則第2条第1項第1号及び第2号）

E

施行後に大学院において省令で定める科目を履修

経過措置

（附則第2条第1項第3号及び第4号）

F

省令で定める  
期間  
の実務経験

G

講習の受講

実務経験5年

経過措置

（附則第2条第2項）

## 公認心理師カリキュラムについて

公認心理師の受験資格を得るためには、公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）及び同法施行規則（平成 29 年度文部科学省・厚生労働省令代 3 号）に定める必要な科目の単位（学類 25 科目、大学院 10 科目）を修得したうえで、大学院修了後、直近に実施される公認心理師試験を受験することができます。

学校臨床心理専攻臨床心理領域における、公認心理師カリキュラムは以下のとおりとなっています。

### 【履修基準】

| 科 目 名                           |                                  | 単位数  |   |
|---------------------------------|----------------------------------|--|---|
| A<br>心<br>理<br>実<br>践<br>科<br>目 | 1) 保健医療分野に関する理論と支援の展開            | (精神病理学特論)<br>(精神医学特論)<br>(神経生理学特論)                 | 2 |
|                                 | 2) 福祉分野に関する理論と支援の展開              | (福祉心理特論)<br>(家族福祉臨床特論)                             | 2 |
|                                 | 3) 教育分野に関する理論と支援の展開              | (学校臨床心理特論)<br>(教育臨床学特論)                            | 2 |
|                                 | 4) 司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開           | (犯罪・非行臨床特論)  | 2 |
|                                 | 5) 産業・労働分野に関する理論と支援の展開           | (産業・労働心理学特論)                                       | 2 |
|                                 | 6) 心理的アセスメントに関する理論と実践            | (臨床心理査定演習 )<br>(心理アセスメント特論)                        | 2 |
|                                 | 7) 心理支援に関する理論と実践                 | (臨床心理面接特論 )<br>(心理療法特論)<br>(精神分析学特論)<br>(心理学研究法特論) | 2 |
|                                 | 8) 家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践 | (家族臨床心理学特論)<br>(臨床心理地域援助特論)<br>(グループ・アプローチ特論)      | 2 |
|                                 | 9) 心の健康教育に関する理論と実践               | (心の健康教育特論)   | 2 |
| B<br>実<br>習<br>科<br>目           | 心理実践実習 ( 450 時間以上 )              | (臨床心理実習 )  | 2 |
|                                 |                                  | (カウンセリング実習 )                                       | 2 |
|                                 |                                  | (カウンセリング実習 )                                       | 2 |
| 計                               |                                  | 24   |   |

## 実 習 計 画

| 学外実習                  |    |           |    |
|-----------------------|----|-----------|----|
| 実習施設                  | 分野 | 実習時間      |    |
| 福島県立医科大学医学部神経精神医学講座   | 医療 | 240 時間    | 必須 |
| 福島県立矢吹病院              | 医療 | 80 時間     | 選択 |
| 医療法人湖山荘あずま通りクリニック     | 医療 |           |    |
| 社会医療法人あさかホスピタル        | 医療 |           |    |
| 一般財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院 | 医療 |           |    |
| 福島県女性のための相談支援センター     | 福祉 | 80 時間     | 選択 |
| 福島県中央児童相談所            | 福祉 |           |    |
| 福島県総合療育センター           | 福祉 |           |    |
| 福島県福島学園               | 福祉 | 93 時間     | 選択 |
| 更生保護法人至道会             | 司法 | 50 時間     |    |
| 福島少年鑑別所               | 司法 | 30 時間     |    |
| 小 計                   |    | 430 ~ 493 |    |

| 学内実習（福島大学総合教育研究センター附属臨床心理・教育相談室） |             |           |    |
|----------------------------------|-------------|-----------|----|
| 種別                               | 実習時間        |           |    |
| 電話受付                             | 2 時間 × 10 回 | 20 時間     | 必須 |
| カウンセリング                          | 3 時間 × 40 日 | 120 時間    | 必須 |
| グループ                             |             |           | 選択 |
| 登校児                              | 4 時間 × 10 日 | 40 時間     |    |
| 登校児の親                            | 4 時間 × 10 日 | 40 時間     |    |
| ひきこもり者                           | 4 時間 × 20 日 | 80 時間     |    |
| 小 計                              |             | 180 ~ 220 |    |

### 【院生ひとりあたりの実習時間】

|      |                 |           |                 |
|------|-----------------|-----------|-----------------|
| 学外実習 | 430 時間 ~ 493 時間 | うち担当ケース時間 | 150 時間 ~ 210 時間 |
| 学内実習 | 180 時間 ~ 220 時間 | うち担当ケース時間 | 180 時間 ~ 220 時間 |
| 総計   | 610 時間 ~ 713 時間 | うち担当ケース時間 | 330 時間 ~ 430 時間 |